

京都市交響楽団規則を廃止する規則を公布する。

令和2年3月31日

京都市長 門川大作

京都市規則第149号

京都市交響楽団規則を廃止する規則

京都市交響楽団規則は、廃止する。

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

(行財政局人事部人事課)